

# 国民年金

## 付加保険料を納付しませんか

### 付加保険料とは

平成21年度の老齢基礎年金の年金額は、40年間保険料を納めた場合の満額で792,100円ですが、老後により多くの年金を受けたいと考えている方のために、付加年金制度があります。これは、毎月の国民年金保険料14,660円（平成21年度の定額保険料）に付加保険料を上乗せして納付すると、付加年金が老齢基礎年金に上乗せして支給されるしくみです。

また、将来の生活設計に合わせて上乗せの年金を考えている第1号被保険者の方には、付加年金のほかにも、公的な年金制度である国民年金基金※等があります。

※国民年金基金のホームページ <http://www.npfa.or.jp/>

### 付加保険料の額は

**月額400円です。**付加保険料を納付できるのは、国民年金の第1号被保険者または任意加入被保険者の方です。保険料の免除または納付猶予を受けている方や国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納付することはできません。一方、農業者年金の加入者の方は、必ず付加保険料を納付することになっています。なお、付加保険料の納付は、お申し込みいただいた月分からとなり、定額保険料とあわせて**月額15,060円**を納付期限までに納付していただくことになります。

### 付加年金額は

「200円×付加保険料納付月数」で計算され、**2年以上受給すると、支払った付加保険料以上の付加年金が支給されます。**

### 付加保険料の納付手続きは

町民福祉課窓口または四日市社会保険事務所へお申し込みください。後日、社会保険事務所から納付書をお送りします。また、口座振替をご利用の方は、定額保険料に上乗せして振替されることになります。

平成21年  
10月から

## 国民年金保険料収納業務の 民間委託（市場化テスト）を実施します。

社会保険庁では、国民年金保険料が未納となっている方に対して電話や文書、戸別訪問による納付督促及び保険料の収納業務について、民間委託を実施しています。これは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、従来、官が行ってきた事業に民間事業者の参入機会を広げ、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、低コストでより良いサービスの提供を目指す「市場化テスト事業」として導入されたもので、社会保険庁（地方社会保険事務局）から委託を受けた民間事業者が国民年金保険料の納付のご案内を行っております。

三重県においても、平成21年10月から民間委託（市場化テスト）がすべての社会保険事務所で開催されることとなります。